イラン 自由を求める国民の闘い

昨年九月、ヒジャブの着用をめぐり拘束された女性の死に端を発したイラン国民の抗議運動は、瞬く間に全国に広がった。背景には、「イスラーム体制の原理原則」に拘泥し、国民の自由の希求や経済的苦境に効果的対応を打ち出せない硬直した政治体制そのものへの不信がある。

日本エネルギー経済研究所
中東研究センター研究理事
坂梨 祥
さかなし　さち　東京大学大学院総合文化研究科博士課程単位取得退学。専門はイラン現代政治。在イラン日本大使館専門調査員などを経て、日本エネルギー経済研究所中東研究センターに勤務。共著に『シリア・レバノン・イラク・イラン』『中東の新たな秩序』など。

近年のイランでは繰り返し、大規模な抗議デモが発生している。体制指導部はそのたびにデモを鎮圧し、アメリカなどの外国政府がイラン国民を扇動し、暴動を引き起こしていると非難してきた。昨年九月中旬に、一人の女性の死をきっかけにイラン各地に広がった抗議デモに際しても、体制指導部は同様の反応を見せた。デモの発生以来、さまざまな「国民の代表」を招き、演説を行ってきたハメネイ最高指導者は、「アメリカなどの企み」に「だまされてはならない」とイラン国民に呼びかけた。また、アメリカなどの言う「女性の解放」は「まやかし」以外の何物でもないということを、改めて国民に諭そうとした。

革命から四四年 改めて「自由」を問う

イランのイスラーム体制に「女性の自由」に関する独自の考え方があることは、イラン・イスラーム共和国憲法にも明記されている。憲法前文には、一九七九年の革命には女性たちの広範な参加が見られ、それが革命の成就に決定的な役割を果たしたと記されている。また、（近代化を装う西洋化を目指す）国王の専制の下、「より大きな抑圧」にさらされていた女性たちは、革命後には「より多くの権利」を享受する、とも記されている。この憲法によれば、「イスラーム体制において女性とは家族の要であり、女性には

『消費主義や搾取』から家族を救い出し、将来を担う賢明な世代を育て上げるという重大な義務がある」。そしてそのような重責を担う女性たちは、「高い尊敬を集めるとともに社会における栄誉ある地位を占める」のである。

また憲法前文には、「自由」は一九七九年の革命において、「独立」と並び掲げられたスローガンであったことも記されている。一九五三年にアメリカ中央情報局（CIA）が支援するクーデターで権力の座に返り咲いた国王を「アメリカの傀儡」と見なしていた反体制勢力は、王政を打倒し、帝国主義を排し、「真の独立」を達成することを目指していた。これに対し、いま一つのスローガンである自由に関しては、「反国王」という点では一致していたさまざまな反体制勢力のそれぞれが、この言葉に独自の思いを託していた。「専制からの自由」「帝国主義からの自由」に加え、思想信条の自由や言論の自由など西側民主主義体制の下で重視されるさまざまな自由も、そして「イスラーム体制を選び取る自由」も、みな「自由」という一語で表現されていたのである。

しかし、革命後のイランでは、樹立されたイスラーム体制の指導部が考える自由（のみ）の実現が目指されていった。そこには、革命直後にイラン国民は、王政打倒後の国名を「イラン・イスラーム共和国」とすることを、国民投票において圧倒的多数で承認した、との論理がある。国民投票の時点では、「イスラーム共和国体制」の具体的なあり方はまだ不明であった。しかし反国王の姿勢を揺るぎなく貫くことで革命の指導者としての地位を確立していたホメイニという宗教指導者の描く「理想のイスラーム体制像」が、実現に移されていくことになった。

そして今日、イランで続く抗議デモのスローガンは、「女性、命、自由」である。自由をスローガンの一つに掲げた革命から四四年を経て、デモのスローガンに改めて「自由」が掲げられている現実からは、イスラーム体制の下では実現されなかった種類の自由を、イラン国民は今改めて求めていることがわかる。つまり、イスラーム体制の考える自由と、抗議デモに参加する人々が求める自由との間には齟齬がある。しかし、イランの体制指導部は今日も、体制の考える自由のみが認め得る自由であるとの姿勢を崩していない。

イランのイスラーム体制とヒジャブ

一九七九年の革命以前、イランにおける女性の服装は自由であった。一九三六年に、イランの近代化を目指したパ

フラヴィー朝の初代君主であるレザー・シャーは、ヒジャブを「後進性の象徴」と見なしその着用を禁じたが、四一年にその息子であるモハンマド・レザー・シャーが即位すると、その着用は容認された。その結果ヒジャブの着用を再開した女性もいれば、ヒジャブを外し、思い思いの服装で過ごし続けた女性たちもいた。

しかし、革命でイスラーム体制が樹立されたことにより、女性のヒジャブ着用は義務となった。一部の女性たちの強い反対もあり、ヒジャブ着用を義務化する法律（ヒジャブの不適切な着用に罰則を課す法律）の制定には革命から四年という月日を要したが、イスラーム刑法の一部として八三年に成立し、今日に至るまで維持されている。

ヒジャブの着用義務をめぐるデモの長期化を受けて、今年一月四日、ハメネイ最高指導者は「女性たちの代表」を招いて演説を行い、この問題に関する見解を示した。ハメネイ師によれば、「(女性による)ヒジャブ着用の義務はシャリーア（イスラーム法）で定められており、疑いをはさむ余地はない」。しかし同時に、「イスラーム体制を支持する女性たちの中にもヒジャブの着用法が不適切な者はおり、不適切なヒジャブなどを理由にその者を咎めるべきではない」とした。

他方、ハメネイ師は同じ演説において、七九年の革命以降、イスラーム体制の下で女性の社会進出が進んだことを強調した。公的空間における男女の隔離を目指したイスラーム体制の下、女性の就学率はたしかに向上し、教師や医師などの専門職に就く女性の数も大幅に増えた。また、今日のイランにおいて女性は大学進学者の六割を占めており、女性研究者たちは多岐にわたる分野において、活躍の場を広げている。

グローバル化やＩＴ革命の影響もあり、イスラーム体制の下で教育を受けた女性たちの価値観は多様化した。一方には、「ヒジャブは女性を解放する」と考える女性たちもいる。ハメネイ師は上記の演説で、「男性の視点（異性からどう見られるか)に囚われている西側世界の女性の方が、よほど抑圧されている」と述べたが、そのような考え方に異論のない女性たちもいる。しかし他方には、ヒジャブの着用義務を大きな制約と感じ、これに反発する女性たちも数多く存在する。同じ「イラン人女性」でも、また、同じように社会で活躍していても、ヒジャブをめぐる価値観はさまざまなのである。

今日のイランにおいて、ヒジャブの義務を自由の制約と感じる女性の割合を把握することは難しい。しかし、昨年

七月、故ラフサンジャーニー大統領の娘でかつて国会議員も務めたファーエゼ・ハーシェミー氏は、「体制が実施した世論調査によれば、（その結果は公表されないものの）国民の七割は『ヒジャブの強制』に反対である」と語った。ファーエゼ・ハーシェミー氏はまた、「私は父親が宗教指導者という家庭で育ち、現在もヒジャブの着用を当然視している。しかし、私の娘は違う。強制は反発を招くものであり、（ヒジャブに関する）政策は見直し宗教を救うべきである」と語った。

しかしこれまでのところ、イスラーム体制には「ヒジャブをしない自由」を求めるイランの女性たちの運動を取り締まることしかできていない。体制側が、「イスラーム法の観点から見てヒジャブは義務である」との主張を繰り返す限り、そこに妥協の余地はない。そこで抗議デモの参加者たちは、「服装の自由」あるいは「ヒジャブの強制の廃止」を求めるのなら、もはやイスラーム体制の転換を求める以外ない、という境地に至っている。そして「女性、命、自由」というスローガンに共感する人々は、ヒジャブの問題のみならず、あらゆる「原理原則」に関してまったく譲ろうとしないイスラーム体制の姿勢とその帰結に対し、反発を強めているといえるだろう。

抗議デモの拡大とその背景

イランでは二〇一七年一二月および一九年一一月にも、国民の怒りが突如爆発したかのような激しいデモが、瞬く間に全国五〇ヵ所以上に広がった。

昨年のデモも含めて、一七年以降に発生した大規模なデモでは、いずれの場合にも全国での一斉蜂起を促すような特定のリーダーは不在であった。しかし、それでも全国に一気にデモが広まったことを受けて、体制指導部はその背後に「外国の企み」があるのではないかと疑った。また、抗議デモの鎮圧を目指し、体制は治安部隊を投入すると同時に、インターネットも遮断した。しかし、いったんは鎮圧されても繰り返し発生する広範なデモは、現状に対するさまざまな不満が、イラン各地で爆発寸前のレベルまで高まっているという現実を、国内外に知らしめることになった。

もちろんそれ以前にもデモはあった。例えば〇九年六月には、テヘランを含む都市部を中心に、大通りを人が埋め尽くすほどの大規模なデモが発生した。しかし、これは「選挙における不正」を糾弾する政治的な抗議運動（「緑の運動」と呼ばれた）であり、その担い手は主に中間層であっ

た。これに対し、二〇一七年一二月および一九年一一月に発生した全国的な抗議デモは、経済的な不満が前面に押し出されたものであり、その担い手は貧困層や、貧困層への転落が目前となっている中間層であるとされた。抗議の対象は物価高などの生活苦であり、景気の停滞が続き失業率も上昇する中で、大学を出てもまともな職に就けないような若者たちも、やり場のない怒りをデモにぶつけたと指摘された。一九年一一月のデモの直接のきっかけとなったのは、政府による唐突な「ガソリン価格値上げ」の発表であったが、この時にはデモ隊と治安部隊との衝突で、数百名の死者が出る事態となった。

一九年一一月のデモに際しては、イランの経済状況のみならず対外政策も、激しい抗議の対象となった。デモに参加した人々はこの時、「レバノンではなく、ガザでもなく、イランのために」というスローガンを掲げ、イランのイスラーム体制が「（レバノンのヒズボラやガザのハマスなど）国外の武装勢力支援ばかりに熱心であり、イラン国民をおろそかにしている」ことに異議を申し立てた。

そして昨年九月に発生した抗議デモも、最初は「ヒジャブの着用方法が不適切である」との理由で風紀警察に逮捕され、拘束中に死亡した女性の葬儀から発生し、それが翌日には首都テヘランの複数の名門大学のキャンパスに飛び火し、その後全国に広がっていった。当初はSNSを自在に使いこなすZ世代と呼ばれる若い世代が中心となっていた抗議デモには、次第に、より年配の女性や男性たちも加わり始めた。

このように、全国各地で高まっている国民の不満は、今やイスラーム体制の政治、経済から社会、対外政策まで、あらゆる側面に向けられている。どの分野でも、「イスラーム体制の原理原則」を盾に、国民の要求に応えずにきた体制への反発が現在、「女性、命、自由」というスローガンに集約されていると言えるだろう。「女性」とは、服装を選ぶ自由をはじめとする女性の権利を求める声であり、「命」とは、デモ参加者を暴徒と呼びその処刑も躊躇わない体制に、国民の尊重を求める声である。また、「自由」とは、体制が「理想のイスラーム社会の実現」を掲げ、イラン国民に課してきたさまざまな制約からの自由を求める声である。

硬直化するイスラーム体制

「理想のイスラーム社会」を目指すイランのイスラーム体制の試みは、イラン国民の少なくとも一部を疎外してきた。

イスラーム体制の言う「自由」とは異なる自由を求める層が、イラン社会の内部に確実に存在しているにもかかわらず、それらの社会層の声は「誤り」であり、（イスラーム体制によって）「正されるべきもの」と見なされてきたのである。

そしてイランの体制指導部は今日も、自らの信念をあくまでも固持する姿勢を貫いている。「不当な圧力には負けない」ことを強調し、「イスラーム体制を守るための諸政策」を阻止しようとするアメリカに対しても、決して屈しないと主張し続けている。しかし、それが理由でアメリカに「最強の制裁」を科されている一連の政策――核技術開発やミサイル開発、および被抑圧者支援という名の下での各地の武装勢力支援とイラン国内における「暴徒」の鎮圧――は、結果として、イラン経済を長きにわたり疲弊させているという意味において、本当に「イスラーム体制を守る」ものであるのかは、わかりづらい。最近では、イランはウクライナに侵攻したロシアにドローンを供与したとしてアメリカから追加の制裁を科されているが、イランのイスラーム体制が何に「勝機」を見出しているのかということも、非常に見えづらくなっている。

妥協を認めない断固たる姿勢は、かつて革命を成就させるにあたっては、あるいは一九八〇年のイラクによるイラン侵攻後、八年にわたり継続したイラン・イラク戦争をはじめとする内外の危機を乗り越えるに際しては、たしかに不可欠なものであったかもしれない。しかし、今日イランで広範なデモを引き起こしている政治、経済、社会面における諸問題の解決は、「断固たる姿勢」のみによっては成し得ない。そうであるにもかかわらず、イランの体制指導部は、「圧力に屈しない」ことばかりを強調し、「体制の原理原則が守られており、諸問題を解決しようとする『強固な意志』がある限り、案ずることは何もない」かのようにふるまっている――抗議デモの参加者たちは、そう感じている。

イランのイスラーム体制の指導部はこれまで、体制の存続がかかる重大な局面においては、一見不可能とも思われた譲歩にも踏み切ってきた。今日そのような譲歩が可能であるか否かは、現時点ではまだ不明である。とはいえ「原理原則に関しては一歩も譲らない」姿勢が今後とも維持されていく限り、抗議デモはこれからも何かきっかけがあるたびに、繰り返し発生することとなろう。そしてデモを暴力的に鎮圧すればするほど、イランのイスラーム体制の正当性は今よりもさらに、揺らがざるを得ないであろう。●